

令和8年 2月 14日

保 護 者 様

板 橋 区 教 育 委 員 会
板橋区立志村第二中学校

学校でのアレルギー対応に関する調査について

板橋区では、食物アレルギーを含めたアレルギー疾患のある児童生徒が安心安全な学校生活を送れるよう、「学校でのアレルギー対応に関する調査」を実施します。

つきましては、下記の内容を確認のうえ調査票へご記入いただき、学校へのご提出をお願いいたします。

記

板橋区立小中学校でのアレルギー対応の流れ

1 学校での対応が必要かどうかを家庭で検討する

例「医師からアレルギー対応の指示・指導をされている場合」

「学校で食物アレルギーに対する管理を希望する場合」等

※枠内の食材を含む製品と同一設備内で製造した製品は、給食で使用します。

※枠内の食材は給食で使用しませんが、校外学習や宿泊先等で使用する可能性があります。

【板橋区の学校給食で使用しない食材】そば、落花生（ピーナッツ）、カシューナッツ、くるみ、ピスタチオ、
ブラジルナッツ、ヘーゼルナッツ、ペカンナッツ、マカダミアナッツ、松の実、キウイフルーツ

2 全ての保護者が「学校でのアレルギー対応に関する調査」に回答し、提出する。

学校から、医師による記入が必要な書類等をお渡します。

以下の書類を持参して医療機関を受診します。

- ・板橋区立学校給食における学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）記入のお願い
- ・学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）※

※学校生活管理指導表発行は保険適用ですが、状況により文書料（診断書料）がかかる場合があります。
その場合は、保護者負担となりますのでご了承ください。詳しくは、医療機関にご確認ください。

3 医師が記入した学校生活管理指導表を用いて個別面談を学校で行う

- ・保護者と学校関係者で面談を行い、学校での対応について確認します。
- ・学校設備や対応人数等の状況により、全てのご要望にお応えできない場合があることをあらかじめご了承ください。
- ・児童生徒の安心安全を確保するため、書類提出及び面談が終了してからの対応開始になります。

4 対応の開始

内容によって、毎月文書のやり取りがあります。